爱知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火·金曜日発行)

光行/ 发却県 編集/ 総務同総務部法務又書	诛 (毋迥火•3	屋唯口先1]	
目 次			
告 示			
告示			
 ○愛知県手数料条例別表第2危険物取扱者免状交付等事務の	第90号	(消防保安課)	2
□ ○麦和県子数科条例別表第2厄関物取扱有光が文刊寺事務の 項に規定する危険物取扱作業保安講習手数料の徴収事務の	H305	(伯例体女体)	2
現に規定する危険物収扱[F業床女講百子数科の徴収事務の			
安元の 市政正 ○愛知県手数料条例別表第2消防設備士免状交付等事務の項	第91号	(同)	2
に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講	<i>7</i> 017	([H])	<i>L</i>
習手数料の徴収事務の委託の一部改正			
□ ○愛知高原国定公園に関する公園事業の廃止	第92号	(自然環境課)	2
□○近端間が固定公園に関する公園事業の流出	第93号	(障害福祉課)	2
○愛知県医療療育総合センター中央病院の使用料及び愛知県	第94号	(同)	2
手数料条例別表第18病院診療所事務の項に規定する愛知県	7,3013	(1.1	_
医療療育総合センターの手数料の徴収事務の委託の一部改			
正			
○道路の供用の開始	第95号	(道路維持課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	第96号	(下水道課)	3
(知多都市計画下水道事業半田公共下水道)			
○都市計画道路の変更	第97号	(都市計画課)	3
(名古屋都市計画道路1・4・7号高速3号線及び名古屋			
都市計画道路 1 ・ 3 ・ 11号名岐道路)			
○都市計画道路の変更	第98号	(同)	3
(尾張都市計画道路3・4・8号愛岐大橋線)		·	
○都市計画道路の変更	第99号	(同)	3
(知多都市計画道路3・4・33号矢高横川線)	ktr 1 00 🗆		
○都市計画道路の変更	第100号	(同)	3
(豊田都市計画道路3・4・18号豊田安城線)	勞101 □	(E)	0
○都市計画道路の変更 (西三河都市計画道路3・3・43号豊田安城線)	第101号	(同)	3
	第102号	(同)	3
○節門計画追踪の変更 (東三河都市計画道路3・3・33号名豊線及び東三河都	为102万	([H])	3
市計画道路3・5・42号大塚金野線)			
○都市計画下水道の変更	第103号	(同)	4
(名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三	7,100-7	(1.1)	1
河都市計画境川流域下水道)			
○都市計画道路事業の認可	第104号	(都市整備課)	4
(西三河都市計画道路事業3・5・203号井田町線)			
○都市計画道路事業の認可	第105号	(同)	4
(西三河都市計画道路事業3・4・210号柱町線)			
公告			
		Z 1.300 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	4
○大規模小売店舗の変更の届出		(同)	5
○大規模小売店舗の廃止の届出			7
○土地改良区の役員の退任		(農地計画課)	8
(豊橋南部土地改良区)			



○都市計画下水道の関係図書の縦覧

(下水道課)

8

告示

愛知県告示第90号

平成25年愛知県告示第274号(愛知県手数料条例別表第2危険物取扱者免状交付等事務の項に規定する危険物取扱作業保安講習手数料の徴収事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

「名古屋市中区三の丸三丁目2-1」を「名古屋市中村区竹橋町36番31号」に改める。

愛知県告示第91号

平成25年愛知県告示第336号(愛知県手数料条例別表第2消防設備士免状交付等事務の項に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習手数料の徴収事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

「名古屋市中区三の丸三丁目2-1」を「名古屋市中村区竹橋町36番31号」に改める。

愛知県告示第92号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき、愛知高原国定公園に関する次の公園事業を廃止した。

なお、その関係図面は、愛知県環境局環境政策部自然環境課、愛知県西三河県民事務所豊田庁舎及び豊田市役所に備え付けて一般に縦覧する。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

公園事業の種類(名称)	位	置
宿舎(湯富屋)	豊田市(笹戸町)	

愛知県告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和6年2月14日次のように指定した。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

	指	定	L	た	者	納	付	さ	せ	る	歳	入	歳入を納付させる其	钥間
5	大和ハウス	フィナン	ンシャル	株式会社	生	愛知県医:	寮療育	予総合	セン	ター	中央症	院の窓	口令和6年4月1日7	から
	大阪市中	央区北海	兵東 4 -	-33		において:	キャッ	,シュ	レス	決済	機能を	利用し	て令和7年1月31日	まで
						納付する位	吏用料	及び	手数	料				

愛知県告示第94号

令和4年愛知県告示第302号(愛知県医療療育総合センター中央病院の使用料及び愛知県手数料条例別表第18病院診療所事務の項に規定する愛知県医療療育総合センターの手数料の徴収事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

告示文中「を次」を「(愛知県医療療育総合センター中央病院の窓口においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する使用料及び手数料の収納事務を除く。)を次」に改める。

愛知県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

令和6年3月12日

火曜日

愛知県公報

第485号

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

道路 種	の類	路	線	名	供	用	開	始	0)	区	間		供用開始の期日
県道		小渕汀	南線		丹羽郡扶桑町大	字小淵*	字寺浦:	3番25	也先か	ら同52	番3地	先まで	令和6年3月12日
		一宮弥	「富線		弥富市鯏浦町未	新田155	番18地	先から	同155	番3地	先まて	5	

愛知県告示第96号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事	業	地	図書の 縦覧場所
半田市	知多都市計画下水道事業半田		収用の部分			半田市役所
	公共下水道	令和11年3月31日まで	変更なし使用の部分			
			変更なし			

愛知県告示第97号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

名古屋都市計画道路 1 · 4 · 7 号高速 3 号線 名古屋都市計画道路 1 · 3 · 11号名岐道路

愛知県告示第98号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

尾張都市計画道路3・4・8号愛岐大橋線

愛知県告示第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

知多都市計画道路 3 · 4 · 33号矢高横川線

愛知県告示第100号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

豊田都市計画道路3・4・18号豊田安城線

愛知県告示第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

西三河都市計画道路 3 · 3 · 43号豊田安城線

愛知県告示第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

東三河都市計画道路 3 · 3 · 33号名豊線

東三河都市計画道路3・5・42号大塚金野線

愛知県告示第103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。 なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画境川流域下水道

愛知県告示第104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事	業	地	図書の 縦覧場所
岡崎市	西三河都市計画道路事業 3 · 5 · 203号井田町線	令和6年3月12日から 令和8年3月31日まで			、屋敷及び字 3丁目地内	岡崎市役所

愛知県告示第105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。 令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事	業	地	図書の 縦覧場所
岡崎市	西三河都市計画道路事業 3 · 4 · 210号柱町線	令和6年3月12日から 令和12年3月31日まで	収用の部分 岡崎市柱町 並びに柱 6 使用の部分			岡崎市役所

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市西中新田297番地1

代表取締役 大賀 昭司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー稲沢店

稲沢市奥田天目寺町1-1ほか

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年10月6日
- 4 大規模小売店舗の概要

届	出 事	項	概	要
小売業を 行う者	氏名又は名称		大黒天物産株式会社	
	代表者の氏名		代表取締役 大賀 昭司	
	住所		岡山県倉敷市西中新田297番地1	
	その他小売業を行う	者	なし	
店舗面積	の合計		1,845 m ²	
施設の配置に関す	駐車場	位置	縦覧による	
る事項		収容台数	93台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	60台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	91 m ^²	
	廃棄物等の保管施 設	位置	縦覧による	
	以	容量	13m²	
施設の運営方法に	小売業を行う者の開	店時刻	24時間	
関する事	小売業を行う者の閉	店時刻	24時間	
項	来客が駐車場を利用 ができる時間帯	すること	24時間(一部午前6時から午後10時まで)	
	駐車場の自動車の 出入口	数	2箇所	
	ШЛН	位置	縦覧による	
	荷さばき施設におい きを行うことができ		午前6時から午後10時まで	

5 届出の日

令和6年2月5日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日(火)から令和6年7月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月12日(金)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フィールホールディングス

名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号

代表取締役 蟹江 義雄

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フィールAELU

西尾市矢田一丁目10番55

- 3 大規模小売店舗の変更の日 縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届	出	事	項	変	更	i	前	変		更	後
大規模小	売店舗の名	称及び戸	听在地	フィールA] 西尾市上矢E		兵道28番	地	フィール 西尾市矢		U 目10番55	
小売業を 行う者	氏名又は名	5称		株式会社フィ	ィールこ	1ーポレ	ーション	変更前に	同じ		
	代表者の日	氏名		代表取締役	蟹江	義雄		同			
	住所			名古屋市昭和	1区鶴舞	第二丁目	21番6号	同			
	その他小売	売業を行	う者	2名(縦覧)	こよる)			2名(縦	攬によ	る)	

5 大規模小売店舗の変更の理由

店舗所在地並びに小売業者の名称及び代表者の変更のため。

6 届出の日

令和6年1月30日

7 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

8 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日(火)から令和6年7月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

9 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月12日(金)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フィールホールディングス 名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号

代表取締役 蟹江 義雄

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フィールAELU

西尾市矢田一丁目10番55

(3) 大規模小売店舗の変更の日 令和6年10月1日

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届	出	事	項	変	更	前	変	更	後
店舗面積	の合計			2,980 m ²			3,977 m ²		
施設の配置に関す			位置	縦覧による			変更前に同じ	,	
る事項			収容台数	305台			192台		
	駐輪場		位置	縦覧による			縦覧による		
			収容台数	98台			104台		
	荷さばき旅		位置	縦覧による			縦覧による		
			面積	309 m ²			364 m ²		

廃設	位置	縦覧による	縦覧による
HX.	容量	74.3m ³	88.1 m ³

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

駐車場敷地に小売店舗を増設するため。

(6) 届出の日

令和6年1月30日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日(火)から令和6年7月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月12日(金)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アルペン

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

代表取締役 水野 敦之

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ・ゴルフ5小牧店

小牧市堀之内5丁目146番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届	出	事	項	変	更	前	変	更	後
施設の配置に関す			位置	縦覧による			縦覧による		
る事項			収容台数	487台			331台		
施設の運 営方法に	駐車場の 出入口	自動車の	数	3箇所			3箇所		
関する事 項			位置	縦覧による			縦覧による		

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

駐車場届出台数を実態に合わせ、また前面道路渋滞緩和のため。

(6) 届出の日

令和6年2月9日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日(火)から令和6年7月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和6年7月12日(金)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

代表取締役 高巢 基彦

2 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) V・d r u g 岡崎百々店

-7-

岡崎市百々町字四ツ谷58番ほか8筆

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,230 r

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

999 m

- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和6年4月1日
- 6 廃止する理由

店舗改装により、店舗面積が1,000㎡以下となるため。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、豊橋南部土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出があった。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

退任役員

理事 鈴木 誠 豊橋市植田町字法事堂81

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 都市計画決定権者の名称 豊明市
- 2 都市計画の種類及び名称名古屋都市計画下水道豊明公共下水道
- 3 縦覧場所 愛知県建設局下水道課及び豊明市役所